

例会日：毎週木曜日 12 時 30 分
例会場：岐阜県郡上市八幡町小野 67 (八幡建設 2F)
TEL (0575) 67-0314 FAX (0575) 67-0005
E-mail: rc-8man@abeam.ocn.ne.jp
URL: http://gujohachiman-rc.com/

会 長：林 健吉
副 会 長：岩尾 誠
幹 事：和田英人
広報委員長：松森 薫
会報担当者：廣瀬泰輔・渡邊 剛

2018 年度国際ロータリー会長：バリー・ラシン (East Nassau ロータリークラブ・バハマ)

2018 年度国際ロータリーテーマ：Be The Inspiration (インスピレーションになろう)

<本日のプログラム>

第 2601 回 平成 31 年 3 月 14 日 第 2 木曜日
外来卓話 スワン社労士事務所
社会保険労務士 鷲見文代様

<次回の予定>

第 2603 回 平成 31 年 3 月 28 日 第 4 木曜日
会員卓話 松良 努会員
村井義孝会員

<前回の記録>

第 2600 回 平成 31 年 3 月 7 日 木曜日
外来卓話 郡上市消防本部 予防課
課長 本田正人様

司 会 進 行 山下友幸副 SAA

点 鐘 林 健吉会長

ソ ン グ 国歌「君が代」・奉仕の理想

来 客 紹 介 野田三津雄会員
郡上市消防本部 予防課
課長 本田正人様

情 報 の 時 間 小笠原正道情報担当責任者
「ロータリーの目的」朗読
「四つのテスト」唱和

3 月 の お 祝 西村肇親睦委員長



会員誕生日

12 日 三原慎也会員 24 日 大前正行会員

結婚記念日

8 日 渡邊 剛・恵美子ご夫妻
14 日 竹内巧治・眞理子ご夫妻
30 日 森下 光・利子ご夫妻

夫人誕生日

5 日 松森喬子様 15 日 小坂鈴子様
24 日 奥村美香様

1 分間スピーチ 森下 光会員



結婚して 41 年になります。
結構長い間、一人の女房でやっ
てきたなあと思います。相変わ
らず仲良くしておりますが、こ
れから先、最後の日を迎える時
には、僕が先に逝きたいと思う今日この頃です。

出席報告 竹内巧治出席担当責任者

会員数	出席	補正	出席合計	出席率
34 名 (免除 1 名)	34 名	2 名	36 名	94.7%

ニ コ ボ ヅ 國田大雄クラブ奉仕委員

- ・本日 郡上市消防本部予防課 課長 本田正人様
外来卓話 宜しくお願ひ致します。 林 健吉
- ・郡上市消防本部 予防課 課長 本田正人様
本日はお忙しいところ ありがとうございます。
大変な業務だと思いますが、これからも宜しくお
願ひ致します。 野田三津雄
- ・本日は宜しくお願ひ致します。 本田正人様
- ・会員誕生日のお祝をありがとう。
三原慎也・大前正行
- ・結婚記念日のお祝をありがとう。
渡邊 剛・竹内巧治・森下 光
- ・夫人誕生日のお祝をありがとう。
松森 薫・小坂慶一

- ・郡上市消防本部 予防課 課長 本田正人様
卓話 宜しくお願いします。
廣瀬泰輔・岩尾 誠・河合 修・國田大雄
前田伊三夫・松良 努・三原慎也・水上成樹
森下 光・村井義孝・村土時男・西村 肇
小笠原正道・大畑於左武・大川達也・酒井智義
坂本 仁・竹内巧治・田代東次郎・和田英人
山川直保・山下友幸

幹事報告 和田英人幹事



- ・RI 日本事務局より 2019 年 3 月「水と衛生月間」リソースのご案内
 - ・RI 日本事務局より 2019 年 3 月 Rotary Shop のご案内
 - ・ガバナー事務所より地区大会記録誌送付のご案内
 - ・関 RC より第 76 回東海北陸道グループクラブ対抗親睦ゴルフ会のご案内
- < 拝受 >
- ・比国育英会バギオ基金より「バギオだより」71 号
 - ・郡上市役所秘書広報課より「広報郡上」3 月号
 - ・郡上長良川 RC より創立 40 周年記念誌・週報
 - ・各務原かかみの RC より IM 報告書・DVD
 - ・各務原 RC より例会変更のご案内
 - ・関中央、美濃 各 RC より週報

委員会報告 小笠原正道情報委員長



3 月の IDM のお知らせ

会長の時間 林 健吉会長



3 月 3 日に各務原中央 RC の 30 周年記念式典に、和田幹事と共に出席致しました。我がクラブは 50 周年記念式典を控えているので、色々勉強させて頂きました。事前にしっかり準備をして、皆さんと共に 50 周年記念式典に挑みたいと思いますので、宜しくお願い致します。

外来卓話

郡上市消防本部予防課 課長 本田正人様



日頃は消防に関しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことにお礼を申し上げます。私が消防本部予防課ということで、本日は予防課にちなんだお話を聞いて頂いて、少しでも火災予防に繋がって頂ければと思います。消防本部は今現在、定員 82 名で活動しております。通常は緊急対応が主になりますが、私達予防課は 4 名で活動しており、朝 8 時半から 17 時 15 分までの勤務になります。地味な活動ですが、火災予防が火災を少なくするというので、一生懸命に取り組んでおります。

昨年度 1 月から 12 月の火災件数は市内で 22 件発生しております。内訳は、建物火災 7 件、林野火災 6 件、車両火災 4 件、その他の火災 5 件です。死傷者は、死者 1 名、熱傷等の負傷者 2 名です。救急件数は 1,905 件でした。これまで 1,900 件を超えたことがなかったので需要が多くなっています。救助は 58 件で前年比 3 件増ですが、これは要請件数なので実際の救助活動はこれより少ないです。昔と比べると、高速道路の 4 車線化や車両構造の強化などもあり、救助は減少傾向にあります。ドクターヘリの要請件数は 105 件ありました。前年比 37 件増で、年々需要が増えております。郡上は山間地なので、重症患者さんは岐阜大学病院へ搬送することが多くなっています。

消防本部予防課は平成 23 年に予防課として独立しました。主な業務として

- ・火災予防広報
 - ・住宅防火(住宅用火災警報器)
 - ・危険物の規制
 - ・液化石油ガス、高圧ガスの規制
 - ・火薬類取締法の規制
 - ・火災統計
 - ・防火対象物指導(消防署所と連携)
 - ・関係団体の事務(危険物安全協会、女性防火クラブ、幼少年防火クラブ等の育成指導)
- などをおこなっています。

住宅用火災警報器の設置についてお話しします。

- ・設置義務 平成 18 年 6 月 1 日～ 新築住宅
平成 23 年 6 月 1 日～ すべての住宅
- ・設置義務箇所
寝室(寝室が 2 階以上にある場合は階段等)
警報器の種類は煙感知器

寝室への設置を義務付けたのは、夜間の火災時に寝室からの逃げ遅れ防止を優先させたからです。郡上市では台所への設置は義務付けられていませんが、任意設置をお勧めしており、設置される場合は熱感知器を取り付けるよう指導しております。

郡上市の火災警報器の設置率は、全寝室では56.0%とまだまだ低く、一部設置では73%となっており、2割強のご家庭が全く設置していないという状況です。私達は設置の推進をしていますが、火事に対する認識が足りていないこともあり、100%の設置はなかなか難しいです。ですが、昨年度22件の火災のうち、全焼火災の件数は減っているので効果は出ていると思います。今後は、設置から10年が経ち、警報器の電池や本体の不良が出てくる住宅があると思うので、現在取替えの推進をしております。郡上市ではミニパートナー事業として、岐阜県電器商業組合郡上支部の加盟店に協力して頂き、お年寄りなど自分で取り付けの出来ない方や点検を希望される方に、無料で取り付け・点検をおこなっております。機器は有料となりますが、ぜひこの事業をご利用頂き、設置率を上げたいなと思っております。

次に最近の消防法改正・通知についてです。危険物関係では、地下貯蔵タンクの流出事故防止対策として、年数が経ったタンクを「腐食のおそれが高」「腐食のおそれが高い」などの区分に分け、区分ごとにコーティング、電気防食、高精度液面計の措置が義務付けられました。コーティング・電気防食については腐食のおそれが特に高いタンクについても適応できますが、高精度液面計は適応できません。郡上市では一重殻タンクが安全対策規制の対象になっています。今は、油漏れがあったら検知して知らせる二重殻タンクやコンクリートのタンク室に入れるタンクしか認められていません。郡上市では現在違反はなく、ありがたく思っております。法改正ではありませんが、震災時等の危険物の仮貯蔵取扱いについての通知が出ております。指定数量(ガソリン2000、灯油・軽油1,000)以上の危険物は、危険物許可施設(ガソリンスタンド等)以外の場所での貯蔵取扱いは禁止されていますが、消防長の承認を受けた場合は10日以内の期間、仮に貯蔵ができることになっています。震災時に仮貯蔵取扱いができるように、あらかじめ実施計画書を作成し、事前に承認を受けておく必要があるということです。今後、郡上市においても推進をしていかなければと考えています。

社会福祉施設の消防用設備強化についてです。平成25年、長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を受けて、自力で避難することが困難な施設の設備を次のように強化することになりました。

- ・スプリンクラー設備：面積に関係なく義務化
- ・火災通報装置：自動火災報知設備の感知器と連動して消防本部へ通報義務化

「早く通報して早く消火」と考えています。

次に小規模宿泊施設の自動火災報知設備の義務化です。平成24年、福山市のホテル火災を受けて就寝を伴う全ての旅館等に、自動火災報知設備が義務化されました。全ての旅館等とは、旅館、ホ

テル、民宿、ペンション、山小屋、コテージ、バンガローなどが該当するというので、大変厳しくなりました。

病院、診療所の消防用設備強化です。平成25年福岡市の有床診療所火災を受けて、消防用設備が強化されました。

- ・消火器：全て設置
- ・自動火災報知設備：全て設置
- ・火災通報装置：全て設置

自動火災報知設備の感知器と連動して消防本部への通報義務化

- ・スプリンクラー設備：非難が困難な診療科があり、適切な消火体制がとれない場合に全て設置となっております。

住宅民泊事業法に伴う消防法令の取扱いです。これは、民泊サービスのニーズが高まってきたこと、訪日外国人が増えて宿泊施設が不足していることで違法民泊が増えてきたことから、ルール作りとしてできました。平成30年6月15日から施行され、保健所への届出をする際に消防法令適合通知書が必要になりました。住宅宿泊事業法とは民泊新法と呼ばれ、旅館業法とは異なり住宅の一部を使用し、年間日数の上限が180日以内となるものです。次の条件を満たせば住宅扱いとなり消防法令上の防火対象物にはなりません。

- ・住宅の一部
- ・宿泊中事業者が不在にならない
- ・宿泊室の合計が50㎡以下

この場合、住宅用の火災警報器は必要です。

小規模飲食店の消火器の義務化です。平成28年糸魚川市大規模火災を受けて、飲食店に消火器が義務付けられました。今年の10月1日からガスコンロを使用する設備、または器具のある全ての飲食店に設置することになっています。緩和規制として、ガスコンロに安全装置がついている店舗に関しては免除する規定になっています。

次に違反對象物公表制度についてです。利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者側の選択により火災被害等の軽減を図ることを目的としています。公表対象の違反として、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の未設置です。公表内容は、建物の名称所在地・違反内容です。公表時期及び方法は、違反通知をした日から14日が経過しても改善されない場合、ホームページに掲載します。郡上市では4月1日から始めます。

皆さんにお願いですが、建物の増改築、用途変更等により新たに消防用設備が必要になる場合がありますので、必ず事前に相談をお願いします。これからの季節、空気が乾燥して風の強い日もありますので、火災予防には十分注意して頂きたいと思います。堅い話になりましたが、本日はありがとうございました。